

札幌市日常生活支援住居施設指導検査実施要領

令和2年12月11日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に対して、市長が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導検査は、法、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和2年厚生労働省令第44号。以下「要件省令」という。）並びに札幌市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年条例第6号。以下「条例」という。）その他関係法令に対する実施状況について、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずるよう命じることにより、日常生活支援住居施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに入所者の保護を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

第3条 この要領に基づく指導検査の対象は、法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設を設置運営する設置者（以下「設置者」という。）を対象とする。

(指導検査の形態)

第4条 指導検査の形態は、次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

ア 新規に認定を受けた日常生活支援住居施設を設置運営する設置者を対象に、認定後1年以内に実地検査を実施する。

イ ア以外の日常生活支援住居施設を設置運営する設置者を対象に、定期的に実地検査を実施する。

ウ ア及びイに規定する実地検査を行わない年は、札幌市無料低額宿泊所設置運営手続要領（令和2年3月18日付保健福祉局長決裁）第6条に基づき提出された書面による検査を実施する。

(2) 特別検査

次のいずれかに該当する場合、改善が図られるまで重点的かつ継続的に検査を実施する。

ア 事業運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 要件省令及び条例で定める基準に違反があると疑うに足りる理由があり、社会福祉法第70条の規定に基づく社会福祉法第68条の2第1項に規定する社会福祉住居施設としての特別検査と同時に実施するとき。

ウ 指導検査における問題点の是正改善がみられないとき。

エ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

オ その他市長が必要と認めたとき。

(指導検査の体制)

第5条 指導検査は、2名以上の職員（うち1名は原則係長職以上）により実施することを原則とする。

(指導検査の計画)

第6条 一般検査の実施に当たっては、設置者が同一の建物内で無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設を運営している場合は一体的に行うことができるように実施計画を策定するなど、計画的に実施するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、実施計画に関わらず特別検査を実施する。

(指導検査の実施方法)

第7条 指導検査の実施方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 検査通知

指導検査の対象となる設置者を選定し、あらかじめ指導検査の根拠規定、実施日時、場所、検査担当者その他必要な事項について当該設置者に通知し、施設長ほか関係職員の出席を求め、日常生活支援住居施設指導検査事項（別添）（以下「指導検査事項」という。）に基づく書面を検査当日に用意させるものとする。

ただし、日常生活支援住居施設において入所者への虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは、当該日常生活支援住居施設の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められ

る場合は、指導検査開始時に文書により通知するものとする。

(2) 検査方法

一般検査は、指導検査事項に基づく各項目について、施設長ほか関係職員から状況を聴取するとともに、関係書類及び施設内を確認し実施するものとする。

また、サービスの質の確保及び入所者保護の観点から、必要があると認めるときは、入所者から生活状況等を聴取することとする。

(3) 検査結果の通知

指導検査の終了後は、施設長等の関係職員の出席を求め、指導検査の結果及び改善を要すると認められた事項について講評及び指示を行うものとし、改善を要する事項があると認められた場合には、検査実施後、原則30日以内に指導検査結果通知書（第1号様式）により指導内容を通知するものとする。

(4) 改善報告書の提出

当該設置者に対して、指導検査結果通知書（第1号様式）により改善を要する事項を指摘した場合には、結果通知後、原則30日以内に改善報告書（第2号様式）により報告を求めるものとし、必要に応じて、実地においてその改善状況を確認するものとする。

（改善命令等）

第8条 前条第1項第3号及び第4号に規定する改善を要する事項について、正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合には、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条の規定による改善命令のほか、当該施設に支援を委託している者に情報を提供するとともに、日常生活支援住居施設としての認定の取消等所要の措置を講ずるものとする。

（他の検査等との連携）

第9条 市長が必要と認めるときは、他の検査等と合同で指導検査を実施することができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年12月11日から施行する。

(別添)

日常生活支援住居施設指導検査事項

主眼事項	着眼点
1 認定要件の確認等	<p>(1) 認定要件等</p> <p>ア 法人が経営しているものであるか。(要件省令第1条第1号)</p> <p>イ 施設を経営する者が社会福祉法第72条の規定による経営の制限又は停止を命じる処分を受けていないか。(要件省令第1条第2号)</p> <p>ウ 施設を経営する者が要件省令第6条第1項に規定する認定の取消し又は社会福祉法第72条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから5年を経過している者でないか。(要件省令第1条第4号)</p>
2 基本方針	<p>(1) 基本方針</p> <p>ア 要件省令第9条に規定する基本方針に沿って運営がなされているか。(要件省令第9条第1項から第4項)</p> <p>イ 自己評価や第三者評価等の運営を改善するための取組がなされているか。(要件省令第9条第5項)</p>
3 職員体制等の整備	<p>(1) 人員に関する基準</p> <p>ア 生活支援員の配置 常勤換算方法で入所定員を15で除して得た数以上を配置しているか。(要件省令第10条第2項)</p> <p>イ 生活支援提供責任者の配置 生活支援員のうち次に掲げる員数の生活支援提供責任者を配置しているか。</p> <p>(ア) 入所定員が30人以下 1以上</p> <p>(イ) 入所定員が31人以上 1に入所定員が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(要件省令第10条第4項第1号及び第2号)</p> <p>また、生活支援提供責任者は常勤職員であって専ら当該日常生活支援住居施設の業務に従事しているか。(要件省令第10条第5項)</p> <p>ウ 管理者の配置 専任の管理者が配置されているか。(管理者は無料低額宿泊所の施設長、日常生活支援住居施設の生活支援員及び生活支援提供責任者との兼務可能)(要件省令第11条第1項から第3項)</p> <p>(2) 管理者及び従業者の資格要件</p> <p>ア 管理者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。(要件省令第12条第1項)</p> <p>イ 生活支援提供責任者は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものであるか。(要件省令第12条第2項)</p> <p>ウ 生活支援員(日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。)が、できる限り社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めているか。(要件省令第12条第3項)</p>
4 個別支援計画の作成等	<p>(1) 提供拒否の禁止</p> <p>日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から生活保護法第30条第1項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときに、正当な理由がなく拒んでいるケースがないか。(要件省令第13条)</p>

(2) 日常生活上の支援の提供方針

ア 日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日常生活及び社会生活上の支援の提供が漫然かつ画一的なものとならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮しているか。(要件省令第14条第1項)

イ 日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。(要件省令第14条第2項)

ウ 日常生活支援住居施設は、当該施設の入所者に対する日常生活及び社会生活上の支援の提供に際しては、保護の実施機関その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。(要件省令第14条第3項)

エ 日常生活支援住居施設は、入所者の心身の状況等により、自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合には、当該入所者の保護の実施機関と協議した上で、当該入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行っているか。(要件省令第14条第4項)

(3) 個別支援計画の作成

ア 日常生活支援に係る個別支援計画は生活支援提供責任者が作成しているか。(要件省令第15条第1項)

イ 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、適切な方法によりアセスメントを行っているか。(要件省令第15条第2項)

※ アセスメントとは、入所者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行うこと。

ウ 生活支援提供責任者は、アセスメントに当たり、入所者に面接して行っているか。また、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。(要件省令第15条第3項)

エ 生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、以下の事項を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。(要件省令第15条第4項)

(ア) 入所者の生活に対する意向

(イ) 総合的な支援の方針

(ウ) 生活全般の質を向上させるための課題

(エ) 日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期

(オ) 日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等

併せて、個別支援計画に記載されている支援内容は、要件省令第14条各項に規定する支援の提供方針に沿っているか。

また、必要に応じて日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。

オ 生活支援提供責任者は、必要に応じて担当者会議を開催し、個別支援計画原案の内容について関係者に説明を行い、サービス担当者から専門的な見地に基づいた意見を求めているか。(要件省令第15条第5項)

※ 担当者会議とは、生活支援提供責任者が個別支援計画作成のために個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議のこと。

	<p>カ 生活支援提供責任者は、個別支援計画の内容について、あらかじめ、被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得ているか。(要件省令第15条第6項)</p> <p>キ 生活支援提供責任者は、個別支援計画の内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか。(要件省令第15条第7項)</p> <p>ク 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を入所者に交付しているか。(要件省令第15条第8項)</p> <p>ケ 生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しているか。(要件省令第15条第9項)</p> <p>コ 生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、モニタリングを行っているか、また、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。(要件省令第15条第10項)</p> <p>※ モニタリングとは、個別支援計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)のこと。</p> <p>サ 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接して実施しているか、また、モニタリングの結果を記録しているか。(要件省令第15条第11項)</p> <p>シ 個別支援計画の変更にあたっては、上記イからコに準じて行っているか。(要件省令第15条第12項)</p>
<p>5 入居者に対する適切なサービス提供及び適切な運営の確保</p>	<p>(1) 生活支援提供責任者の責務</p> <p>ア 生活支援提供責任者は、入所申込者の入所に際し、現に利用している福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、他の福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。(要件省令第16条第1号)</p> <p>イ 生活支援提供責任者は、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、退所に向けた援助を行うなど必要な援助を行っているか。(要件省令第16条第2号)</p> <p>ウ 生活支援提供責任者は、他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。(要件省令第16条第3号)</p> <p>(2) 保護の変更等の届出</p> <p>生活支援提供責任者は、入所する被保護者について、生活保護法に基づく保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたときは、速やかに、保護の実施機関に届け出ているか。(要件省令第17条)</p> <p>(3) 秘密保持</p> <p>施設の個人情報保護規程等において、生活支援提供責任者は、担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合又は(1)アにより入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得ることを定め、当該個人情報保護規程等を適切に運用しているか。(要件省令第18条)</p> <p>(4) 相談等</p> <p>生活支援員は入所者の状態等から、常にその心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行っていることが確認できるか。(要件省令第19条)</p> <p>(5) 日常生活及び社会生活上の支援</p> <p>日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の状況に応じて、家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促</p>

進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援について、適切にプログラムを組むなどにより対応していることが確認できるか。(要件省令第 20 条)

(6) 社会生活上の便宜の供与等

日常生活支援住居施設の従業者は、入所者本人が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等を行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行なっているか。また、手続等を行うに当たっては、保護の実施機関と連携しているか。(要件省令第 21 条第 1 項及び第 2 項)

(7) 地域との連携

日常生活支援住居施設は、地域行事への参加や施設のスペースを活用した活動等により地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。(要件省令第 22 条)

(8) 事業者等からの利益収受等の禁止

ア 個別支援計画において、福祉サービス等の事業の活用を位置づける場合に、地域におけるサービスの整備状況にかかわらず、当該計画に特定の事業者に向けた福祉サービス等が位置付けられていないか(要件省令第 23 条第 1 項及び第 2 項)

イ 財務諸表等において、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していることなどが疑われるような収入が確認されないか。(要件省令第 23 条第 3 項)

(9) 調査への協力等

日常生活支援住居施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかける限り協力しているか。(要件省令第 24 条第 3 項)

(10) 会計の区分

日常生活支援住居施設を経営する者は、日常生活支援住居施設ごとに経理を区分し、日常生活支援住居施設における支援に係る会計をその他の事業の会計と区分しているか。(要件省令第 25 条)